【案内】令和7年度後期授業料免除について

令和7年度後期授業料免除希望者の受付を行っています。

以下の対象者に該当する学生のうち、希望者は、フォームに学年・クラス・名前・メールアドレス等必要事項を<u>令和7年10月10日(木)17時まで</u>に入力して、授業料免除申請要項をご確認の上、申請書類一式を<u>令和7年10月31日</u>(金)までに学生課学生支援係まで提出してください。

※原則、授業料はご家庭の所得に応じて 1~3 年生は就学支援金で補填、4 年生以上は修学支援制度で減額されます。

【対象者】

以下(1)~(3)のいずれかに該当する者

(1)災害等の特別な事情による場合

次の①又は②に該当する特別な事情により、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

- ① 各期授業料の納期前6ヶ月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内) において、当該学生の学資を主として負担している者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合(新型コロナウィルス感染症の影響による家計急変と認められる場合も含む)
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合
- (2)私費留学生

経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

(3)その他特別な事由の場合

次の①~④に該当しかつ、経済的に授業料の納付が困難である者

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ② 高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等,当該制度では就学支援されない3年生以下の者であり,かつ学業優秀と認められる者
- ③ 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由で就学支援金の加算申請ができない者で、かつ学業優秀と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

フォーム(令和7年度後期授業料免除)

https://forms.office.com/r/393K3cvUd4



令和7年度授業料免除申請要項

東京工業高等専門学校

I 授業料免除等の申請について

1 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

認定要件を満たす学生は、支援区分に応じて、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。支援を受けるには、本人からの申請が必要です。授業料等減免は学校へ、給付型奨学金は日本学生支援機構へ申請してください。

○対 象: 4,5年生及び専攻科生

○認定要件:

- (1) 国籍・在留資格等に関する要件
 - 日本国籍を有する者、法定特別永住者等
- (2) 進学するまでの期間等に関する要件
 - ・過去に本制度による支援対象者として認定を受けた者は、選考の対象とならない。
 - ・4年次編入学生は、高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、高専に編入学した日までの期間が2年を経過していない者。

例:2020年3月に高等学校を卒業

→2024 年 4 月編入学 (×対象外)

2021年3月に高等学校を卒業

- →2022 年 4 月編入学 (○対象)
- ・ 高等専門学校を卒業し、それから1年未満の間に、認定専攻科へ入学した者

例:2021年3月に高等専門学校卒業

→2022 年 4 月専攻科入学 (×対象外)

(3) 学業成績等に関する基準

次の基準を満たすこと

○4年生(編入生含む)

次のいずれかに該当すること

- ・ 高校等(高専1~3年次)における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・ 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修 計画書等により確認できること
- ○5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- ・修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標 を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること
- (4) 家計の経済状況(収入・資産)に関する基準

次に掲げる2つの収入および資産の基準を両方とも満たすこと

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%- (調整控除の額+税額調整額) ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額+税額調整額)に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額	(参考)給付奨学金月額
第 I 区分	100 円未満	満額(上限の範囲内)	29, 200 円
第Ⅱ区分	100 円以上~25,600 円未満	第I区分の減免額の 2/3	19,500 円
第Ⅱ区分 (多子世帯)	100 円以上~25, 600 円未満	満額(上限の範囲内)	19,500円
第Ⅲ区分	25,600 円以上~51,300 円未満	第I区分の減免額の 1/3	9,800円
第Ⅲ区分 (多子世帯)	25,600 円以上~51,300 円未満	満額 (上限の範囲内)	9, 800 円
第IV区分 (多子世帯)	51,300 円以上~154,500 円未満	満額(上限の範囲内)	7, 300 円
多子世帯	154,500 円以上~制限なし	満額(上限の範囲内)	0 円

○資産基準

学生及び生計維持者の保有する資産の合計額が5,000万円未満であること。 多子世帯で授業料減免を受ける場合は、学生及び生計維持者の保有する資産の合計額が3 億円未満であること。

※資産とは、現金やこれに準ずるもの(投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない)

2 その他の授業料免除

(1) 災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により,授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の 免除に係る場合は入学前1年以内)において,学資負担者が死亡した場合又は学生若 しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合
- (2) その他特別な事由の場合

他の授業料免除の対象とならない学生のうち、以下①~④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難*1であると選考機関が認める場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ② 在学した期間を超える等,就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり, かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち,課税証明書が発行されない等の理由により,当該制度による加算が認められない又は申請できない者で,かつ,学業優秀**2と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合
- ※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」^{※1}とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。詳しくは下記お問い合わせ先にお尋ねください
- ※2 「学業優秀」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、中学校在学時の成績(専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校)又は入試成績が入学者の上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、二年次以上については、各校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者(授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。)は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

3 提出書類

提出書類についてはそれぞれ、

- 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免→別途ご案内いたします。
- ・国立高等専門学校機構における授業料免除 → II の「提出書類」・III「提出書類様式」を参照してください。

なお、提出した書類は返却しません。

4 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

5 その他

- ・虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定 取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。
- ・一度お出しいただいて受理した届書及び証明書等は、どのような理由であってもお返しできません。
- ・前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれの期ごとに行うため、

前期と後期で選考結果が異なる場合があります。

- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可,不許可が決定されるまでの間は,その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

6 申請に関するお問い合わせについて

・ご不明な点等ありましたら、東京高専 学生課学生支援係(TEL:042-668-5327)までお 問い合わせください。

(8:30~17:00 ※土・日・祝日・年末年始等休業日を除く)

Ⅱ 提出書類

1 全員が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
高等教育の修学支 援新制度による授 業料等減免申請者	別途ご案内いたします。 センターボードや東京高専公式HPなどで周知いたし そちらをご確認ください。	しますので、
	授業料免除申請書	(様式1-1、1-2)
	家族状况等申告書	(様式2)
その他の授業料免除申請者	市区町村発行の所得証明書 ・令和7年度分(令和6年についての記載があるもの) ・合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもので、免除申請者と生計を一とする世帯の全員分(就学者、15歳未満、専業主婦等含む) ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について、無収入申立書による申立てを行う場合は、新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	市区町村役場 ※通常6月以降に発行
	住民票(免除申請者と生計を一とする世帯全員分)の写し	市区町村役場

(注意) 所得証明書や住民票等はマイナンバーを記載しないでください。

2 該当者が提出するもの

2						
区分	提出書類	発行機関等				
高等教育の修学支 援新制度による授 業料等減免申請者	別途ご案内いたします。 センターボードや東京高専公式HPなどで周知いた そちらをご確認ください。	しますので、				
その他の授業料免除申請者	「家族状況等申告書」(様式2)により該当する書類	各機関				
辞退する者	授業料免除申請辞退届(様式11)					

<提出期限等>

提出先:東京高専 学生課学生支援係

高等教育の修学支援新制度						
区分	対象学年	提出期限				
高等教育の修学支援新制度対象者	4年以上	別途ご案内いたします。 センターボードや東京高専公式HPなど で周知いたしますので、そちらをご確認く ださい。				

※修学支援新制度選考結果は、4月申請は7月、10月申請は翌年の1月予定。

その他の授業料免除制度						
区分	対象学年	提出期限				
(1) 災害等による特別な事由 による申請		前期	(申請書) 令和7年5月16日17時 (その他) 令和7年6月 6日17時			
(2) その他特別な事由の場合	全学生	後期	(申請書) 令和7年10月31日17時 (その他) 令和7年10月31日17時			

(注)

- 1. 申請書類に不備・不足等がある場合は受付できません。
- 2. 提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は、申請がなかったものとみなします。
- 3. 提出期限後の提出については受付できません。
- ※2・3についてはコロナ感染症の影響による家計急変の場合を除く。

Ⅲ 提出書類様式

- (様式1-1) 授業料免除申請書
- (様式1-2)授業料免除申請書(給付奨学生)
- (様式2) 家族状況等申告書
- (様式3) 給与支給(見込)証明書
- (様式4) 退職及び退職金支給証明書
- (様式5)無収入申立書
- (様式6) 母子・父子世帯等申立書
- (様式7) 在学及び就学状況等証明書
- (様式8) 長期療養者に係る支出(見込) 額等申立書
- (様式9) 主たる学資負担者 (家計支持者) 別居に係る支出 (見込) 額等申立書
- (様式10) 私費留学生家計状況等申立書
- (様式11) 授業料免除申請辞退届
- (様式12) 申立書
- ※A様式については別添を参照。

Ⅳ 免除者の決定時期について(国立高専機構における授業料免除制度)

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

【前期】8月~9月初旬頃予定 【後期分】11月下旬頃予定

V 選考および授業料の納入について

- ・授業料免除の選考の結果、全額免除を申請した場合でも半額免除や不許可となる場合がありますので、事前に授業料の納付準備を整えておいてください。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の 徴収は猶予されます。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日の状況をもとに選考を行います。
- ・前期申請時に前期分と後期分を一括申請したとき、あるいは前年度に免除許可がおりていて引き続き今年度も申請したとき、いずれも選考はそれぞれ各期ごとに行うため、前期と後期、前年度と今年度で選考結果が異なる場合があります。
- ・申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- ・授業料免除申請を辞退された場合、原則、直近月の26日(休日の場合は翌営業日)に授業料の口座振替を実施します。<u>改めてのご案内はしませんので</u>、辞退された方は<u>前日の25日までに授業料の入金をお願いします</u>。

【後期分の申請】

(1) 前期分申請後、家族状況・就学状況・家計状況の変更がない場合

対象者	提出書類	提 出 期 限
全 員	〇 申立書(様式12)	令和7年 9月 1日から 令和7年10月31日17時まで

!注意!前期申請時に前期分と後期分を一括申請した方でも、上記のとおり後期申請期間中に提出しなければならない書類がありますので、ご注意ください。

- (2) 上記(1) 以外に該当する場合
- 【後期文書類配付予定時期】令和7年9月
- ・前期分申請後、家族状況・就学状況・家計状況の変更があった場合
- ・前期分は申請していないが、後期分を新たに申請する場合

対象者	提出書類	提 出 期 限
全 員	〇 前期分の申請と同じ	令和7年 9月 1日から 令和7年10月31日17時まで
辞退する者のみ	〇 授業料免除申請辞退届(様式11)	令和7年10月31日17時まで

Ⅵ 提出先

東京工業高等専門学校学生課学生支援係 〒 193-0997 東京都八王子市椚田町 1220-2 TEL 042-668-5327 FAX 042-668-5092

※学生課窓口での提出も受け付けております。 受付時間:平日9:00~17:00

Ⅲ 申請書記入等要領

- ・申請書類の提出漏れや記載漏れ等の不備のないようお願いします。
- ・申請書類への記載は、直筆、黒ボールペン又は黒インクで行ってください。
- ・記入した字句等を訂正する場合は、修正液(テープ)等を使用せず、訂正箇所に二本線を引いて訂正してください。
- ・日本語以外の証明書類を提出する場合、必ず全文の日本語訳を添付してください。
- ・申請書類は返却しませんので、必要があれば提出前に各自で控えてくださるようお願いします。
- ・申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- ・大規模な災害による被災に伴い家計が急変した場合(いくつかの要件をみたす必要があります)は、提出書類を簡素化することができます。学生課学生支援係(TEL: 042-668-5327)までご相談ください。

①「授業料免除申請書(様式1)」について

- (ア) 日付は提出年月日を記入してください。
- (イ) 申請者氏名(学生)・保護者氏名は、それぞれ本人が署名してください。
- (ウ) 事由の欄は、申請者(学生)本人が申請する形式の文書で記入してください。

②「家族状況等申告書(様式2)」について

- (ア) 日付は提出年月日を記入してください。
- (イ) 申請者氏名(学生)・保護者氏名は、それぞれ本人が署名してください。
- (ウ) 1~28までの問に対して「はい」又は「いいえ」のいずれかを○で囲み、「はい」の場合は、それぞれ右記に記載されている提出書類を提出してください。

④ 住民票について

- (ア) 同居、別居を問わず、申請者と生計を一とする方全員(申請者本人を含む)分を提出してください。
- (イ) 学校への提出日から3ヵ月前以降に発行されたものを提出してください。
- (ウ) 必ず原本をご提出ください。

⑤ 令和7年度所得証明書について

- (ア) 市町村役場で発行される令和6年1月~12月分の収入に基づく所得証明書を、申請者と生計を一とする者全員分(申請者を含む。中学生以下の就学者を除く。)を提出してください。
- (イ)申請者本人、高校生以上の就学者、無職の兄弟姉妹、主婦(主夫)も原則提出してください。ただし、無収入の者に限り「無収入申立書(様式5)」に当該者の氏名を記入し、提出することにより、当該者分の課税証明書を提出しなくとも可とします。(パート、アルバイトなどにより収入を得ている場合でも、収入の大小に関わらず課税証明書の提出が必要です。)
- (ウ) 所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書を提出してください。
- (エ) 令和7年度(令和6年分の収入による)の所得証明書は、自治体によって発行時期は異なりますが、おおよそ6月1日以降となります。
- (オ) 必ず原本をご提出ください。
- (カ)確定申告書等をご提出頂いていても、市町村発行の所得証明書は必要ですので、必ずご 提出ください。

授業料免除申請書

東京工業高等専門学校長 殿		
	学科・専攻等名	
	学年 年 学籍番号等	
	申請者氏名(自署)	
	保護者等(主たる学資負担者)(申請者との続柄)
	氏名(自署)	
令和 年度(前期 / 前期及 だきたいので,許可くださるようお)	なび後期 / 後期)分の授業料を下記の理由により免除 願い致します。	していた
	記	
1. 申請理由(具体的に記入するこ	と)	
果が異なる場合があります。	情したときでも、選考はそれぞれの期ごとに行うため、前期と後ま 、決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予され	
以下、4年生以上のみ回答してくださ	· Lv _o	
2. 高等教育の修学支援新制度への	申請状況	
□ 認定要件を満たさないため □ その他	申請していない	

東京工業高等専門学校長 殿

高専名:		
		年度入学
		学科
	第	学年
学生氏名(自署):		
——————— 保護者等氏名(自署):		

授業料免除申請書(給付奨学生用)

日本学生支援機構給付奨学金を受給しており、かつ、自宅外から通学しているため、下記の分の授業料免除の許可を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

前期のみ ・ 前期及び後期 ・ 後期のみ ※いずれかに○印を付すこと

(関係書類)

- · 日本学生支援機構給付奨学金奨学生証書
- ・自宅外に居住していることを証明する書類 (寮生は省略可)

家族状況等申告書

学科・専攻等名

学年 年 学籍番号等

免除等申請者氏名(自署)

I 以下の事項について「はい」又は「いいえ」のいずれかを○で囲み、「はい」の場合は、提出書類を提出してください。 なお、この申告書により申請者の家族状況等を把握したうえで免除申請事務を行いますので、正しく記入してください。

項番	家族(生計を一にする世帯)状況等	回答	提出書類	発行機関等
1	年金 (老齢年金・厚生年金,遺族基礎年金, 障害者年金等) 受給(4月,10月からの受給 予定者を含む)者がいる	はい・いいえ	年金振込通知書 (ハガキ) 等の写 (年 金受給者全員分) (令和 6 年 1 月~ 12 月)	日本年金機 構等
2	本年1月以降に就職又は転職した者がいる (パート等を含む)	はい・いいえ	給与支給(見込)証明書(様式3)	勤務先
3	申請前6ヶ月以内に退職した者がいる	はい・いいえ	退職及び退職金支給証明書(様式4) 退職金支給については,退職金所得の源泉徴収票(写)でも可	勤務先
4	雇用保険基本手当(失業給付)受給者がいる	はい・いいえ	雇用保険受給資格者証の写(受給額のわかるもの)	ハローワー ク
5	雇用継続給付(高年齢雇用継続給付,育児休 業給付,介護休業給付)受給者がいる	はい・いいえ	・高年齢雇用継続給付支給決定通知 書の写(受給額のわかるもの) ・育児休業給付金支給決定通知書の 写(受給額のわかるもの) ・介護休業給付金支給決定通知書の 写(受給額のわかるもの)	勤務先又は ハローワー ク
6	免除申請者と生計を一にする者のうち,無収入かつ所得証明書または非課税証明書の発行ができない,または困難な事情がある者がいる(就学者,15歳未満,専業主婦等含む)	はい・いいえ	無収入申立書(様式5)	
7	児童扶養手当受給世帯 ^{※1}	はい・いいえ	児童扶養手当受給証の写(受給額の わかるもの)(令和 6 年 1 月~12 月)	市区町村役場
8	特別児童扶養手当受給世帯※2	はい・いいえ	特別児童扶養手当証書の写(受給額のわかるもの)(令和 6 年 1 月~12 月)	市区町村役場
9	被爆者健康管理手当受給者がいる	はい・いいえ	被爆者健康管理手当証の写(受給額のわかるもの)	市区町村役 場
10	傷病手当受給者がいる	はい・いいえ	傷病金手当金支給決定通知書の写 (受給額のわかるもの)	全国健康保 険協会等
11	生活保護法による扶助費受給世帯	はい・いいえ	保護決定 (変更) 通知書の写 (受給額のわかるもの) (令和 6 年 1 月~12 月)	福祉事務所
12	児童手当(旧子ども手当)受給世帯*3	はい・いいえ	児童手当認定通知書の写(受給額のわかるもの)(令和6年1月~12月)	市町村役場 ※公務員の 場合は勤務 先
13	事業所得 ^{※4} により収入を得ている者がいる	はい・いいえ	確定申告書(控)の写(事業所得の ある方の全員分) ※所得証明書と同じ年度のもの	税務署
14	転作奨励金等の交付を受けている者がいる	はい・いいえ	所得補償交付金等, 転作奨励金の支 給額がわかるもの(令和 6 年 1 月 ~12 月)	農協・市区 町村役場
15	申請前6ヶ月以内に保険金を受け取った者がいる	はい・いいえ	保険金支払い通知書の写	保険会社等

	申請前6ヶ月以内に資産の譲渡を受けた者が	I	確定申告書(控)の写又は売買契約	
16	中間則のケ月以内に真座の歳後を受けた有かいる	はい・いいえ	確定甲音書(控)の手入は冗員笑利 書の写	税務署
17	申請前6ヶ月以内に山林所得があった者がいる	はい・いいえ	確定申告書(控)の写又は売買契約 書の写	税務署
18	申請前6ヶ月以内にその他の臨時的所得があった者がいる	はい・いいえ	受領額がわかるもの	税務署
19	親戚・知人等からの援助や養育費等を受けている世帯	はい・いいえ	援助者等の署名押印による援助額 の年額を記載した申立書 (様式任 意)(令和 6 年 1 月~12 月)	援助者等 ※援助者等 によるが 押印が事情があ る場合は保 護者
20	申請者が給付型の奨学金を受給している	はい・いいえ	奨学金決定通知書の写(申請の前年 度1年間に実際に受けた額がわか るもの,申請年度の受給(見込)額 がわかるもの)	給付者等
21	母子・父子世帯等	はい・いいえ	母子・父子世帯等申出書(様式6)	
22	申請者(学生本人)の他に就学者がいる	はい・いいえ	在学及び就学状況等証明書(様式 7) ※兄弟等が小中学校児童生徒,本校 学生の場合は不要	就学者のい る学校
23	障害者(申請者本人を含む)がいる,または 要介護3以上の認定を受けている者がいる	はい・いいえ	・身体障害者手帳等の写・介護保険被保険者証の写	
24	申請時において6ヶ月以上にわたり療養中若 しくは療養を要する者がいる(介護保険法に より、要介護認定を受けている者がいる世帯 を含む)	はい・いいえ	・長期療養者に係る支出(見込)額 等申立書(様式8)	
			・医師等の証明書 ・申請前6ヶ月間に経常的に支出している金額を証明できるもの(領収書等)	・病院等 ・看護人 ・薬局 ・介護サー ビス提供事 業者
			って医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額がある場合はその金額がわかるもの	
25	主たる学資負担者 (家計支持者) が別居している世帯	はい・いいえ	・主たる学資負担者(家計支持者) 別居に係る支出(見込)額等申立 書(様式9) ・直近3ヶ月間の家賃及び光熱水道 費の金額を証明できるもの(領収書 等)	
26	授業料納付期限前6ヶ月(新入生は1年)以 内に学生若しくは学資負担者が風水害等の災 害 ^{※5} ,盗難等の被害を受けた世帯	はい・いいえ	罹(被)災証明書又は盗難届の証明 書(届出受理番号等)	消防署・市 区町村役場 又は警察署
			・日常生活の必需品に被害を受けた場合は、最低限度の衣料、家具の購入費、修理費等(生活必需品に限る)に関する領収書等・生産手段(田・畑・店舗等)に被害を受けた場合は、長期にわたって収入源を予想される年間金額及びその事実がわかるもの	
27	授業料納付期限前6ヶ月以内(新入学生については入学前1年以内)に学資負担者が死亡 した世帯	はい・いいえ	戸籍 (除籍) 謄本又は死亡を証明す る書類	市区町村役場等
28	学生本人が私費外国人留学生である	はい・いいえ	・私費留学生家計状況等申立書 (様式10) ・在留カードの写	市区町村役場
V. 1	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしてい;	L わいて供ぶ去出をおっ		l .

- ※1 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭に支給される手当 ※2 20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で看護、養育している父母等に支給される手当 ※3 支給条件等は厚生労働省のホームページ等で確認してください。

- ※4 ①商業,工業,農・林業,漁業,その他の職業(開業医,弁護士,著述業,公認会計士,税理士,外交員,浴場業,理美容業,旅館業,クリーニング業等)にいる所得及び②利子,配当,家賃,間代,地代などの雑所得
- ※5 震災,風水害,火災その他の災害

【留意事項】

持続化給付金等の公的機関が実施している新型コロナウイルス感染症の影響に対する各種公的支援については、所得計算に含める必要はありません。

Ⅱ 家族(生計を一にする世帯)及び所得について記入してください(主たる家計支持者の続柄に〇を付けてください)

続柄	氏名(年齢)	比孙 光 人	90 H = 54 × 1	給与所得以	就学者のみ記入			
		職業	給与所得**1	外の所得**2	学校 種	学校名	学年	通学区 分
本人	()	高専学生	千円	千円	国立	高等専門学校	年	自宅 自宅外
計			千円	千円				

^{※1} 俸給,給料,賃金,歳費,年金,恩給,賞与及びこれらの性質を有する給与等(扶助料,傷病手当金等を含む)の合計額(税込,千円未満は切り捨て。複数ある場合は,千円未満を切り捨てた後に合計。)。

以下 学校記入欄

特別の事情	特別控除額
①母子・父子世帯	千円
②就学者のいる世帯	千円
③障害者のいる世帯	千円
④長期療養者のいる世帯	千円
⑤主たる学資負担者(家計支持者)が別	千円
居している世帯	
⑥火災,風水害,盗難等の被害を受けた	千円
世帯	
⑦父母以外の者で収入を得ている者のい	千円
る世帯	
⑧本人を対象とする控除	千円
31	千円
計	

^{※2} 商業,工業,農・林業,漁業,その他の職業(開業医,弁護士,著述業,公認会計士,税理士,外交員,浴場業,理美容業,旅館業,クリーニング業等)による所得,利子,配当,家賃,間代,地代などの維所得,退職(一時)金,保険金,資産譲渡所得,山林所得等の臨時所得,親戚・知人等からの援助や養育費等,本人奨学金(給付型)などの合計額(千円未満は切り捨て。複数ある場合は,千円未満を切り捨てた後に合計。)。

給与支給(見込)証明書

事業所代表者	殿
** F/I 1 / / / / / / / / / / /	デ ス

事業所代表者	新殿			就業者氏	名(自署)					
				住所	., (,, ,	,					
	歩の老の!	₹¥\[A\[◇	さた 由	き するを)	み 下部	東頂につい	イ証	明備ルオ	: -}-		
	高専名	未 付允协。	<u> 子で 中</u>	を申請するため,下記事項について証明願います。 高等専門学校							
	学科・専	 攻									
	学年										
	氏名										
	申請者と	 の続柄									
	7 817 11 0	7,72117									
					2						
1. 採用年月	月日 互	平成 / 令	和	年	月	日					
2. 採用の刑	沙態 _	□ 常勤		□非	常勤(パ	ペート等)	_				
3. 採用の翌	翌月から 1 ^年	手間の給与	支給	(見込) 額							
	_					円	_				
4. 直近3%	ヵ月分の給4	- 支給額等									
	ある場合は記										
	令			支給額			円	_			
				支給額			<u>円</u>				
	令	和 年	月	支給額			円				
5. 賞与(以	ボーナ っ) 竺	生の右無		〕有	□ 1 m	<u>.</u>					
	······································			」 7日		:					
上記のとおり)証明しまっ	ナ 。								_	
								令和	年	月	日
		<u>事</u>	業所名	,]							
		<u>事</u>	業所別	在地							
		<u>連</u>	絡先								
		<u>代</u>	表者名	, I						F	<u> </u>

印

提出日 令和 年 月 日 ※前期は4月1日,後期は10月1日現在 の状況を記入してください。

退職及び退職金支給証明書

	ي ي		:49% <u>314</u> 2		1 🗎				
事業所代表	者殿	e:	(.t. m)						
			(目署)						
		住所							
	次の者の授業料免除等	幹を申請する	ため, -	下記事項に	こついて記	正明願いま	きす。		
	高専名				高	等専門学権	交		
	学科・専攻								
	学年								
	氏名								
	申請者との続柄								
	月日 令和 4	軍 月	記日						
2. 退職者.	氏名				_				
3. 退職金	の有無 □ 有	□無	_						
	退職金支給日	令和	年	月	日				
	退職金支給額			円					
上記のとお	り証明します。					令和	年	月	日
	<u>事</u>	業所名							

事業所所在地

連絡先

代表者名

無収入申立書

高等専門学校長 殿

学科・専攻等名				
学年 年	学籍番号	<u>1</u> .		
免除申請者氏名(自署)			
保護者等(主たる学資	負担者)	(申請者	音との続柄)
氏名 (自署)				
住所及び電話番号	m	,	,	
Ŧ	Tel	()	

免除申請者と生計を一にする者のうち、無収入である者は下記のとおりです。

記

氏名(年齢)	申請者と の続柄	現住所
()		Ŧ
()		Ŧ
()		干
()		Ŧ
()		Ŧ
()		Ŧ
()		Ŧ

母子・父子世帯等申立書

高等専門学校長 殿	
	学科・専攻等名
	学年 年 学籍番号等
	<u>免除申請者氏名(自署)</u>
	保護者等(申請者との続柄)
	氏名(自署) 住所及び電話番号 〒 Tu ()
世帯状況等は下記のとおりです。	
	記
1. 母子・父子世帯等の別	□ 母子世帯 □ 父子世帯 □ その他
2. 母子・父子世帯等となった事由	□ 生別 □ 死別 (左記の事由の発生日: 年 月 日)
3. 以下の手当等のうち,現在受給	されているもの
□ 親戚・知人等からの援助及 ※援助者等の署名押印(援助者によ 書(様式任意)を提出してください	る署名押印が困難な事情がある場合は保護者)による援助額の年額を記載した申立
□ 児童扶養手当 ※児童扶養手当受給証の写しを提出	してください。
□ 遺族基礎年金	

※年金振込通知書(ハガキ)等の写を提出してください。

<申立書の作成例>

氏名	住所	令和	受け取っておりません離別した相手・親族・知人等より、	
高	東京都八王子市椚田町1220の2	年	親族・知人等は	申立書
花	子市椚田	月		首
子	町 1 2 2	日	援助及び養育費等は	
	0 Ø 2		育費等は	

氏名	住所	令 和	として毎月離別した相手	
高專花子・郵	東京都八王子市椚田町1220の2	年月日	万円受け取っております。(記入可能なら氏名記入)より、養育費等	申立書

在学及び就学状況等証明書

						明を依頼するね :部 • 学科 •		に就学している	3者)			
						· 年	年	学籍番号				_
					<u>氏</u>	名(自署)						_
				4免	除等を申請す	するため,	下記事					
			專名 					7	高等専門学	校		
		学和	斗・専攻									
		学生	F									
		氏生	各									
		申詞	情者との紛	語柄								
						記						
1. ii	直学 状》	卍		自宅		自宅外						
2. 貳	2置区分	子・学					-					
	⇒n. 「		立	224	□ 大学・	• 短期大学		□ 専修	学校(専門	門課程)		
	置			学 校	□ 高等県	專門学校		□ 専修	学校(高等	等課程)		
	区			種	□ 高等質	学校		□ 中等	教育学校	(後期課	!程)	
	分] 私	4立	別	│ │ □ その他	也 ()		
					1							
3. 4	合和6年	ド度の	授業料免	除狀	況等							
9. ,	前其				□半額免除	○ □不許□	ı 🗆	申請無	免除額		F	円
	後其	朝	□全額免	除	□半額免除	₹ □不許□	J 🗆	申請無	免除額		F	円
						授美	美料年	額				円
上記の	のとおり) 証明	します。						令和	年	月	
(学校のこ	[担当者	様へ	のお願い)		学校名				ተነ የተ	+	Л	Н
申請者の別				1								_
就学支援会が免除され					所在地							_
書の授業料	斗免除.	として	て証明する	5	連絡先	T 10 holes						_
必要はありった場合に		-			担当者役職	・比名等		*	証明する方は	事務担当者	<u>印</u> 皆で結構っ	<u>_</u> です。
い。(生徒												

ます。

長期療養者に係る支出(見込)額等申立書

高等専門学校長 殿

同寺寺门子仪及 厥	学科・専攻等名	
	学年 年 学籍番号等	
	免除申請者氏名(自署)	
	保護者等(主たる学資負担者)(申請者との続柄)
	<u>氏名(自署)</u> 住所及び電話番号 〒 Tm. ()	
免除申請者と生計を一にする長期療養	と者に係る支出(見込)額等は下記のとおりです。	
	記	

氏名	申請者と の続柄	現住所
		—

1 直近6ヶ月間の支出状況等

		①診療費等経常的に支 出している金額(自 己負担額※)	②損害賠償等によって 補てんされる金額	計 (①-②)
年	月分			
計				

※医療保険・介護保険等の適用があるもののうち自己負担分を記入して下さい。

※申請前6ヶ月間に経常的に支出している金額を証明できるもの(領収書等)を添付して下さい。

2	今後1年間の支出(見込)	額	Д
_	7 区 1 十同ツ 入田 (地区)	1111	 1

- ※「長期療養者」とは、申請時現在において6ヶ月以上にわたる期間療養中の者又は療養を必要と認められる者です。療養が終わっている者は該当しません。療養の期間・内容については医師の証明書等で確認します。
- ※「2 今後1年間の支出見込額」には、今後の療養見込期間を考慮し、年間の療養期間に見合った支出金額(千円未満切り捨て)を見込金額として記入してください。年間支出見込金額の計算にあたっては、直近6ヶ月間(療養期間が6ヶ月未満の場合は、全期間)の月額平均を12倍したものを年間支出見込金額としてください。
- ※長期療養者が複数いる場合は、療養者ごとに申立書を作成し、証明書を添付して提出してください。

※裏面参照

※対象費目等

①対象費目 (保険適用分に限る)

医師又は歯科医師への診療・治療費

病院、診療所への入院費用

マッサージ師, はり師, きゅう師, 柔道整復師等の治療費

治療又は療養のための医薬品費(治療用装具含む)

病院,診療所に通院するための交通費(必要不可欠なものに限る)

看護人に対して支払う費用(賄い費を含む)

介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者がサービスを利用した場合の自己 負担額

※高額療養費制度等、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって 補てんされる金額を除く。

※老人ホームの入所費や光熱費,差額ベッド代,食費は含まない。

※食事療養費、保険適用外の文書料は含まない。

②必要となる証明書等

- 医師等の証明書
- ・経常的に支出している金額を証明できるもの(領収書等)
- ・高額療養費制度等、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって 補てんされる金額がわかるもの

主たる学資負担者(家計支持者)別居に係る支出(見込)額等申立書

喜笙夷	門学校長	殿
		八人

<u>学年</u>	<u></u> 年	学籍番号	ļ.		
<u>免除申請者</u>	·氏名(自署	Z)			
保護者等	(主たる学資	(負担者)	(申請	者との続柄	
氏名 ((自署)				
住所及	び電話番号	÷			
〒		Tel	()	

主たる学資負担者(家計支持者)の別居に係る今後1年間の支出(見込)額等は下記のとおりです。

記

1 別居(見込)期間等

別居(見込)期間	年	月	月	\sim	年	月	日
勤務先名等							

2 直近3ヶ月間の支出状況等

	分兄弗		⇒l.		
	住居費	電気	ガス	水道	計
年 月分					
年 月分					
年 月分					
計					

※領収書の写等,主たる学資負担者(家計支持者)が支出した金額のわかるものを添付すること

3	今後1年間	の支出	(見込)	額	-
---	-------	-----	------	---	---

※「別居」とは、申請時現在において、現に別居中であることをいいます。

※住居費においては、会社等が住居費を直接支払っている部分については記入しないでください。

[※]今後の別居見込期間を考慮し、年間の別居期間に見合った支出金額(千円未満切り捨て)を見込金額として記入してください。年間支出見込金額の計算にあたっては、直近3ヶ月間(別居期間が3ヶ月未満の場合は、全期間)の月額平均を12倍したものを年間支出(見込)金額としてください。

私費留学生家計状況等申立書

東京工業高等専門学校長 殿		
	<u>学科・専攻名</u> 学年 年	
	申請者氏名(自署)	√ үн н ∨
家計状況等は下記のとおりです。		
	記	
1 申請前1年間の仕送り等の受取額		(その国の通貨単位)
		円(日本円の通貨に換算した金額)
		※2025年4月1日現在の為替レートで計算
2 今後1年間の仕送り等の受取(見込	込)額	(その国の通貨単位)
		円(日本円の通貨に換算した金額)
		※2025年4月1日現在の為替レートで計算

3 直近12ヶ月間の支出(見込)状況等

				光熱費等		
		住居費	食費	(電気、ガス、	その他	計
				水道)		
年	月分	円	円	円	円	円
年	月分	円	円	円	円	円
年	月分	円	円	円	円	円
年	月分	円	円	円	円	円
年	月分	円	円	円	円	円
年	月分	円	円	円	円	円
年	月分	円	円	円	円	円
年	月分	円	円	円	円	円
年	月分	円	円	円	円	円
年	月分	円	円	円	円	円
年	月分	円	円	円	円	円
年	月分	円	円	円	円	円
	計		-	_		

[※]領収書の写等、支出した金額のわかるものを添付すること

[※]入国前等で実績がない場合は基本料等を記入すること

[※]年間の仕送り、奨学金(給付又は貸与)、給与等の収入額が年間の支出(見込)額に満たない場合は、不足分の出所を説明する 資料(通帳など)の写し等を添付すること

⁽母国からの仕送り等の受取(見込)額は、その国の通貨単位と日本円の通貨に換算<u>(2025年4月1日の為替レートで計算)</u> した両方を記入すること)

令和 年 月 日

授業料免除申請辞退届

東京工業高等専門学校長 殿

	和7年度(□前期 □後期 ※☑をつけてください)授業 を辞退しますので、署名の上、お届けいたし	
辞退の理問	里由	
	氏 名	
	学籍番号	
	学年・学科(クラス)	

※<u>授業料免除申請を辞退する場合、10月31日(金)までに学生課学生支援係に提出</u>してください。郵送される場合、簡易書留にて10月31日(金)必着でお願いします。【期限厳守】

※授業料免除申請を辞退された場合、原則、直近月の26日(休日の場合は翌営業日)に授業料の口座振替を 実施します。改めてのご案内はしませんので、辞退された方は前日の25日までに授業料の入金をお願いし ます。

(注意) この申立書は、前期後期一括申請者で、かつ、後期の家族状況・ 就学状況・家計状況が前期と変更が無い場合、後期申請時に提 出するものです。前期には提出しないでください。

令和 月 日

申 立書

東京工業高等専門学校長 殿

学科・専攻名	1					
学年	年	学籍番	号			
免除申請者氏	:名(自署	롤)				
保護者(主た	る学資賃	負担者)	(申請者	との	続柄	,
氏名(自	署)					
住所及び	電話番号	클 プ				
₹		Tel		()	

令和7年10月1日現在、前期分の授業料免除申請時(令和7年4月1日現在)の 家族状況・就学状況・家計状況と変更がないことを申し立てします。

また、後期分の授業料免除を許可された後、申請書類等に虚偽があったときは、授業料 免除の許可(全額又は半額)を取消されることについて同意します。その場合に学校で指定した期日までに授業料を全額納付することについても同意します。

○授業料免除申請にかかるよくあるご質問○

Q1. どのくらいの年収で許可されますか?

- A1. 家計基準については、年収だけではなく、家族構成、就学者の状況、家族の状況等により 総合的に家計評価額を算定しますので、一律には申し上げられません。なお、免除の判 定は一定の予算枠の中で困窮度の高い者から順に免除されるため、申請状況によっては 前年度に許可された場合でも今年度は免除にならないということもあります。
- Q2. 母子・父子世帯(または生活保護世帯、障がい者のいる世帯等)なのですが、申請 すれば授業料免除になりますか?
- A2. 特別の事情にある世帯については規定にある控除計算を行い家計評価額を算定しますが、 それでも家計、学力及び人物の各基準を満たしていなければ免除になりません。

Q3. 所得証明書はいつのものを提出すればよいですか?

- A3. <u>令和7年度</u>の「所得証明書」(令和6年1月~12月までの所得にかかるもの)を提出してください。なお、市町村により発行時期は異なりますが、おおよそ6月1日以降の発行となります。よって、「課税証明書」に限り本校への提出期限が異なりますのでご注意ください。
- Q4. 申請者本人(あるいは兄弟姉妹)がアルバイトをしており、わずかですが収入があります。この場合も証明書の提出は必要ですか?また、どのような書類を提出すればよいですか?
- A4. はい。家族の中で収入のある方全ての証明書の提出が必要になります。 <u>令和7年度</u>「課税 証明書」(令和6年1月~12月までの所得にかかるもの)、およびアルバイト先での「源泉 徴収票」(または「給与支給(見込)証明書」(様式3))を提出してください。もし源泉徴 収票等の提出が難しい場合には直近3ヵ月分の給与明細書のコピーでも構いませんが、「課税証明書」についても必ずご提出をお願いいたします。

Q5. 離婚調停中の場合は、どのような書類を提出すればよいですか?

A5. 父又は母が別居していることが確認できる書類(住民票等)、及び離婚調停中であることが確認できる書類(家庭裁判所発行の「(調停)期日通知書」等)を提出してください。実態が確認できれば母子・父子世帯に準ずるものとして取り扱いますので、「家族状況等申告書」(様式2)の21項番「母子・父子世帯等」には「はい」とお答えいただき、「母子・父子世帯等申出書」(様式6)、養育費等の援助の有無が確認できる書類(申立書)も併せてご提出願います。(戸籍(除籍)謄本又は離別日時が確認できる証明書類は不要です。)

以上